障害者自立支援法に基づく地域活動支援センタ の設備及び運営に関する基準を定める

条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県 知 事 英 彦

## 広島県条例第五号

## 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センタ の設備及び運営に関する基

## 準を定める条例

う。 るものとする。 規定する施設をい )第八十条第一項の規定に基づき、 この条例は、 1 障害者自立支援法 以下 「センター」 という。 (平成十七年法律第百二十三号。 地域活動支援センター の設備及び運営に関する基準を定め (法第五条第二十六項に 以下 「法」とい

(基本方針)

- 第二条 は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜の供与 係者と連携して、 をいう。)及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者並びに市町その他の関 地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 ビス」という。 センター は、 利用者(センターを利用する障害者及び障害児をいう。 を適切か 障害福祉サー つ効果的に行わなければならない ビス事業者 (法第五条第一項に規定する事業を行う者 以下 「センター 創作的活動又 以下同じ。 のサ
- の意思及び人格を尊重し、 センタ ばならない。 は、 利用者又は 常に当該利用者等の立場に立ったサ 利用者であ る障害児の保護者 以下 「利用者等」 ビスの提供に努めなけ
- の実施、 センターの設置者は、 責任者の設置その他 利用者の の必要な措置を行うものとする。 人権の擁護、 虐待の防止等の ため、 職員に対する研修

(職員の配置の基準)

員を置かなければならない セ ンター には、 次の各号に定める職員の区分に応じ、 当該各号に定める員数の

- 施設長
- 指導員 (利用者に直接センターのサービスを行う者をいう。 二以上
- 又は他の社会福祉施設等の職務に従事することができるものとする。 施設長は、 センターの管理に支障がない場合は、 当該センターの他  $\mathcal{O}$ 職務に従事し、
- 3 施設長は、 障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、 センターを適切に運営する

能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第四条 かう。 ることが センター と一体的 できる。 の設置者は、 に管理運営を行う事業所 センターにおける主たる事業所 以下 「従たる事業所」 (以下 という。 「主たる事業所」 を設置す
- 務に従事する者でなければならない。 事業所の 前項の規定により従たる事業所を設置する場合におい 職員のうちそれぞれ一人以上は、 専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職 ては、 主たる事業所及び従た る

(規模)

- 第五条 人員が利用できるものでなければならない。 センター の施設並びに設備及び備品 以下 「設備等」という。 は、 人以 上
- 2 わらず、 が利用できるものでなければならない 前条第一項の規定により従たる事業所を設置する場合にお 主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれの施設及び設備等は六人以上の V ては、 前項  $\hat{o}$ 規定に 人員 カゝ

(設備の基準)

- 第六条 提供に支障がないときは、 なければならな ないことができる。 の効果的な運営を期待することができる場合であって、 センター V ) は、 ただし、 当該センター 当該設備( 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該セン の用に供する専用の設備として次に掲げるもの  $\mathcal{O}$ 一部を設けず、 又は当該センター 利用者に対するサー  $\dot{O}$ 東用  $\mathcal{O}$ ・ビスの を設 ŧ のと
- 利用者の特性に応じた便所 創作的活動又は生産活動及び 社会との交流を行うために必要な設備等を備えた場所

(非常災害対策)

- 第七条 関係機関 設けるとともに、 いればなら センターの設置者は、 ない の通報及び連絡体制を整備し、 非常災害に対処するため 消火設備その それらを定期的に利用者及び職員に周知しな の具体的な計画を立て、 他の非常災害に対処するため 非常災害時における の必要な設備を
- を行わなけ センター ればならない 0 設置者は、 非常災害に備えるため、 定期的 『に避難、 救出その 他必要な訓

(衛生管理等)

八条 的な管理に努め、 センター の設置者は、 又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 利用者の使用する設備及び飲用に供する水に 0 11 て、 衛生

しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。 ターの 設置者は、 当該センターに おいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん

(運営規程)

第九条 センタ の設置者は、 次に掲げる施設の 運営に係る重要事項に つい て、 運営規

を定めておかなければならない。

一施設の目的及び運営の方針

一 職員の職種、員数及び職務の内容

当 利用者これ 利用定員

利用者に対して提供するサー -ビスの 内容並び に利用者等から受領する費用 の種類及

びその額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策に関する事項

七 虐待の防止のための措置に関する事項

ハ その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第十条 センターは、 前条の 運営規程において定めた利用定員を超えて利用させては

ない。 ただし、 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

一条 センターの設置者が利用者等に対して金銭の支払を求めることができるの

当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、 当該利用者等に支払を

求めることが適当であるものに限るものとする。

前項の規定により金銭の支払を求めるときは、 利用者等に対し、 当該金銭の使途及び

額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由を記載した書面によって説明を行 い、その

同意を得なければならない。

(生産活動)

第十二条 センター の設置者は、 生産活動の機会の提供に当たっては、 地域の実情並びに

製品及びサー -ビス  $\mathcal{O}$ 需給状況等を考慮し て行うよう努めなけ いればなら ない

過重な負担とならないように配慮しなければならない センター 0 設置者は、 生産活動に従事する利用者の作業時間、 作業量等が当該利用

(工賃の支払)

の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければな センタ の設置者は、 生産活動に従事している利用者に、 生産活動に係る事業

らない。

(サービスの提供等の記録)

第十四条 サー ならない。 ビスの提供を受けた利用者、 センター の設置者は、 当該センターにおいてサービスを提供したときは、 提供した日、 内容その 他必要な事項を記録しなけ 当該 ば

- 整備しなけ センター ń  $\mathcal{O}$ 設置者は、 ばならない 職員、 設備、 備品、 会計その他知事が別に定める事項  $\hat{O}$ 記録 を
- ばならない。 センター の設置者は、 次の各号の記録を当該各号に定める日から五年間保存し
- 第一項の規定による記録 当該記録に係るサービスを提供した  $\exists$
- 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定による記録 当該記録に係る処理が終了

(秘密保持等)

した日

第十五条 センター 族の秘密を漏らしてはならない。 の職員は、 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家

上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 センターの設置者は、 ればならない 当該センター  $\mathcal{O}$ 職員であった者が、 正当な理由なく、 必要な措置を講じな その業務

(苦情解決)

- 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の じなければならない。 -六条 センタ 0 設置者は、 提供したサービスに関する利用者等又はその家族か 必要な措置を講 5
- け センター ればならない。 の設置者は、 前項の苦情を受け付けたときは、 当該苦情  $\mathcal{O}$ 内 容等を記 録 な
- 3 は、 センターの設置者は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ 第一 項の苦情につい 7 県又は ればならない 市町の指導又は助言を受けた場合
- 4 その内容を報告しなければならない。 セ ンター  $\mathcal{O}$ 設置者は、 県又は市町から前項の 改善につい ての報告を求めら れ た場合は
- 5 又は第二項の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに誠意をもって対応 センター 解決に努めなければならない。  $\dot{O}$ 設置者は、 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第八十五条第一項
- (事故発生時の対応)

- 第十七条 センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したと なければならない。 きは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置に ついて、県、当該事故のあったセンターが所在する市町、 当該利用者の家族等に連絡し
- 録しなければならない。 センターの設置者は、 前項の事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、
- 3 かに賠償しなければならない。 第一項の事故による損害のうちセンターの設置者が賠償すべきものについては、 速や

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、 規則で定める。 センターの設備及び運営に関して必要な事項は、

この条例は、 平成二十四年四月一日から施行する。